

法第2条

第1号 建築物

ビニールハウスについて

ビニールハウス（土地に定着した工作物で、骨組みを組み、その上部を透明又は半透明のビニール等で覆ったもの）について、下記(1)～(6)のすべてに該当するものは建築物として取り扱わない。

- (1) 農作物、園芸作物又は樹木を育成・栽培するためのものであること。
- (2) 建設地が下記①～④のいずれかに該当すること。
 - ① 農地法第2条第1項に規定される農地。
 - ② 教育機関（大学、高等学校、農業大学校等）の敷地。
 - ③ 農業又は林業試験研究機関の敷地。
 - ④ 都市公園法第2条に規定する都市公園。
- (3) 骨組みの上部を覆ったビニール等（フィルム状のものに限る。）が容易に取りはずしできるものであること。
- (4) 不特定多数の利用を主たる目的としないこと。
- (5) 利用形態が単層であること。
 - ※「層」については、人が作業可能な部分を通常の床とみなし判断する。
- (6) 一体的に利用されている部分の地面への水平投影面積が 3,000 m²を超えるものについては、「園芸用施設安全構造基準」（発行：（一社）日本施設園芸協会）に基づいて設置したものであること。

※1 ビニールハウス以外の附属施設が「建築物」に該当する場合があります。

※2 建築物に該当しない場合でも、宅地造成等規制法等他法令の許可が必要な場合があります。

参考：平成30年11月16日付け国都防第9号

「宅地造成等規制法における農作物栽培高度化施設の取扱いについて」（技術的助言）

<制定年月日>平成24年 9月24日

<改定年月日>平成26年 4月 3日

<改定年月日>平成31年 2月 7日